

オリンピック・パラリンピック

HP文化・スポーツ

都市鉱山でつくるみんなのメダルプロジェクト

ID 1002955

東京2020組織委員会では、同プロジェクトの対象を拠点に持ち込まれた小型家電などに限定していましたが、さらに回収量を増やすため、行政回収した小型家電も対象とするよう制度改正を行いました。

市でも、各家庭から排出した小型家電の日に回収した資源を、すべて国の認定事業者を引き渡し、オリンピックメダル制作に協力します。

引き続き拠点回収にご協力をメダル一つを日野市から

回収した資源は鍵のかかる保管庫で保管し国の認定事業者へ引き渡しています。引き渡した小型家電は、破砕処理を行い金属資源を回収しています。

特に銀含有率の高いパソコンの回収が不足しています。ご家庭で不要なパソコンがありましたら提供をお願いします。

回収ボックス設置場所 市役所1階市民

区分	目標値	回収量	残り
パソコン	1,000台	436台	564台
携帯電話	2,000台	1,760台	目標は達成しましたが引き続き回収しています
その他		591台	

その他

水道使用の開始・中止は東京都水道局多摩お客さまセンターへ

受付時間 月曜～土曜 午前8時30分～午後8時※祝日を除く

問同センター ☎0570・091・100
※ナビダイヤル ☎042・548・5100



市長のうごき

ID 1008424

3月後半
「16日」市議会定例会（一般質問）「17日」日野市社会福祉協議会法人化50周年記念式典、日野市生物多様性シンポジウム「20日」農業委員会臨時総会、手話講習会閉講式「21日」日野交通安全フェスタ「23日・26日・27日」市議会定例会（一般会計予算特別委員会）「28日」市議会定例会（特別会計予算特別委員会）「29日」東京都十一市競輪事業組合（理事会・議会臨時会）、東京都四市競艇事業組合（理事会・組合臨時会）「30日」市議会定例会（審査報告、議案上程）
問 市長公室秘書担当 代表者

国民健康保険

ID 1008413

国民健康保険税課税方式などが変更

市町村単独で運営していた国民健康保険は、制度の広域化により、今年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、同一都道府県内での転居は国民健康保険の資格が継続されます。

また近年の核家族化や定年退職後の国民健康保険加入者の増加などにより、一人加入世帯が約6割を超えるようになりました。これまで3方式課税を採用してきた日野市においても、東京都内の多くの区市町村が採用している2方式に改め、平等割額を廃止し、合わせて均等割額を変更します。（別表1参照）

国民健康保険税減免規定の変更

刑事施設などへの被収容者である国民健康保険加入者に対する減免規定を新たに設けます。

地方税法改正による軽減世帯の拡充と課税限度額の引き上げについて

①低所得世帯の均等割の軽減判定所得額を拡大します。（別表2参照）

②課税限度額が引き上げられます。（別表1参照）

入院時の食費と居住費の自己負担額が変わりました

ID 国民健康保険1002784、後期高齢者医療保険1002819

4月1日から、住民税課税世帯の方の入院時の食費の自己負担額が、1食あたり360円から460円に変わりました。なお、住民税非課税世帯の方の食費の自己負担額に変更はありません。

また、65歳以上で療養病床に入院しており、入院医療の必要性の高い方の入院時の居住費については200円から370円に変わりました。

詳細はお問い合わせください。

問 保険年金課給付係（国民健康保険 ☎514-8276）・高齢者医療係（後期高齢者医療保険 ☎514-8293）

別表1 ■税額などの新旧比較表（年税額）

区分	内容	新税額等 (A)	旧税額等 (B)	増減等 (C=A-B)
基礎課税額 (医療分)	所得割率	5.0%	5.0%	改定なし
	均等割額 (1人当たり)	27,000円	24,000円	3,000円
	平等割額 (世帯当たり)	0円 (廃止)	6,000円	△6,000円
	課税限度額	58万円	54万円	4万円
後期高齢者支援分	所得割率	1.3%	1.3%	改定なし
	均等割額 (1人当たり)	9,000円	9,000円	改定なし
	課税限度額	19万円	19万円	改定なし
介護納付金分 (40～64歳)	所得割率	1.3%	1.3%	改定なし
	均等割額 (1人当たり)	12,000円	12,000円	改定なし
	課税限度額	16万円	16万円	改定なし
合計	所得割率	7.6%	7.6%	改定なし
	1人当たり年税額 (介護分含む)	48,000円	51,000円	△3,000円
	1人当たり年税額 (介護分なし)	36,000円	39,000円	△3,000円
	課税限度額	93万円	89万円	4万円

別表2 ■軽減判定所得比較表

区分	平成30年度	平成29年度
7割軽減	33万円以下の世帯	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円 + (27万5千円 × 加入者数) 以下の世帯	33万円 + (27万円 × 加入者数) 以下の世帯
2割軽減	33万円 + (50万円 × 加入者数) 以下の世帯	33万円 + (49万円 × 加入者数) 以下の世帯

※軽減判定所得は、国保に入っていない世帯主の所得も含む

※世帯内に国保から後期高齢者医療保険へ移った方がいる場合は、その方の所得も含めて軽減判定を行います